

証券コード：3195

平成29年1月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿6丁目12番1号
株式会社ジェネレーションパス
代表取締役社長 岡 本 洋 明

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年1月30日（月曜日）
午前10時（受付開始予定 午前9時30分）
開会時刻直前は受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第15期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）
計算書類の内容報告の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 紙資源節約のため、本株主総会招集ご通知添付書類をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会招集ご通知添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.genepa.com/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス <http://www.genepa.com/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)

当社は、平成27年3月27日の第13回定時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の12月31日から10月31日に変更いたしました。

これにより、前連結会計年度が平成27年1月1日から平成27年10月31日までの10ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては、実績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国経済を始めとしたアジア新興国や資源国等の景気の減速懸念、急激な円高・株安の進行、平成28年6月の英国EU離脱決定による海外経済の不確実性の高まり等が見られた一方で、国内では、熊本地震の経済に与える影響に留意する状況が続いており、依然として不透明な状況となっております。

当社グループが関連する小売市場におきましては、個人消費にかかる節約志向の意識及び選別消費の傾向がますます強まる傾向にありますが、当社が属するEC市場においては、国内、海外共に個人消費者の購買状況は引き続き上昇傾向にあります。

このような状況の中、当社グループは、主力事業であります「ECマーケティング事業」につきましては、継続的なビッグデータの収集とその分析を進め、マーケットニーズに沿った事業展開を推し進めてまいりました。EC店舗におきまして、平成28年10月31日時点における出店店舗数は合計で49店舗となりました。国内EC事業に関しては当社独自の戦略であるEC Platform Optimization（以下「EPO」といいます。）を推進・強化し、販売サイトのリニューアルや各種集客と売上拡大施策を展開し、引き続き増収傾向を維持しております。

海外事業戦略につきましては、平成27年11月より、クロスボーダー電子商取引（国を越えた電子商取引。以下「越境EC」といいます。）として、中国の「KJT.com」（中国（上海）自由貿易試験区正定路530号）に出店し、また、平成28年7月には中国の北京移動納維信息科技服務有限公司（英語：MOBILE NAVI BEIJING CO.,LTD、以下MNC社といいます。）と資本業務提携を行い、新たな直貿型越境EC用マーケットプレイスである「洋桃派」の運営を開始しております。

また、商品企画関連事業につきましては、売上拡大を図るべく既存のラインナップに加え、新規の商材開発への投資を加速させてまいりました。当連結会計年度におきましては、新規の商材の売上が好調となり、売上高は順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は6,501百万円、営業利益は83百万円、経常利益は67百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は45百万円となりました。

セグメント別の業績については、以下のとおりであります。

① ECマーケティング事業

ECマーケティング事業につきましては、前連結会計年度から引き続き、継続的に収集されるビッグデータの分析に基づき各種マーケティング施策を実施し、売上拡大に向けて積極的に取り組んでまいりました。各モールにおける取扱商品については、新規取引先との契約件数を増加させることで商品取扱数の増加を図りました。また、他社のECに関するサポート事業も積極的に受注するなど、引き続き好調に推移しております。

システム面では、当社が独自に開発したオペレーションシステム（GPMS：Generation Pass Management System）及びEPOを推進するためのビッグデータの収集及びその分析を行うシステム（MIS：Marketing Information System）の改善・実装を行うなど、売上拡大及び利益改善に向けた基盤整備のための投資を進めてまいりました。

海外におけるECマーケティング事業につきましては、Charoen Pokphand Group Company Limitedグループからの出資を原資に、平成27年11月より上海市政府が運営する保税型越境ECサイト「KJT.com」に参入いたしました。当初は順調に推移いたしましたが、平成28年4月に中国で発表された税制変更の影響（オペレーションの度重なる変更や取扱可能商品の変更、保税特区活用の制限）、及び急激な円高による海外での価格競争力の低下等の要因により、売上高が当初計画を下回ることとなりました。

当社グループは、上記のモデルに加え、在庫リスクを極力抑え、日本の良質な商品を海外に向けて直接販売する体制の構築に注力しており、北京市に拠点を置くMNC社への出資と当社が運営する直買型越境ECサイト「洋桃派」への参入を行っております。洋桃派事業については、税制変更の影響等によりアプリ開発が遅れ、期末付近でのリリースとなったため、当期の売上高への影響は軽微となりましたが、翌期以降の売上高に寄与していく見込みであります。当社グループは今後も、成長を続ける越境EC市場への取組を継続してまいります。

以上の結果、売上高は5,353百万円、セグメント利益は159百万円となりました。

② 商品企画関連事業

商品企画関連事業につきましては、主要取引先からの受注が概ね順調に推移し、ベトナム及びカンボジア工場における生産が順調な稼働状況にあったことから、家具や雑貨等の輸入に関する売上が堅調に推移しました。また、新たな生産能力増強の基盤作りに向けての投資として、試作品の製造及び適切な人材の確保・育成を加速させたことにより、管理費等のコストが増加しました。

以上の結果、売上高は1,104百万円、セグメント利益は89百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 利益面の課題

主力商品であるインテリア製品においては、主としてドロップシッピング形式（お客様からのご注文後、メーカーや卸売事業者から商品を直送することにより、配送のリードタイムを短縮し、また在庫リスクのないEC店舗の運営形態の一つ。以下同様。）での運営を行っているため、在庫を保有する一般的な大手インテリア企業の粗利益率に比べ低くなっております。当社グループは消費者に価格転嫁することなくこの課題を解決するために、販売計画に基づき、売れ筋商品については在庫を保有する方針とし、一括仕入れを行うことで粗利益率の向上を図っております。併せて、自社での管理のもと、良質で低コストのPB商材（プライベート商材）の開発に注力し、安価な仕入れを実現していく方針であります。

② 顧客サービス面の課題

当社グループはドロップシッピングが基本的な取引形態の為、メーカーや卸売事業者の在庫を適時に把握することが困難であり、キャンセルによる失注が一定数発生するといった課題があります。この解決の為に、メーカー等と直接システム結合を行える在庫管理システムを構築し、双方の情報共有化に努めてまいります。

③ 配送サービス面の課題

実際の商品がメーカーや卸売事業者にあるため、配送に関してのきめ細かい工夫、効率的な梱包、独自のサービスの提供が困難であり、配送コストの削減が課題となります。この課題を解決する方法として、売れ筋商品を当社グループにて一括して管理できる提携倉庫の管理を強化することが必要不可欠と認識しております。複数の異なった企業が提供する商品を一括で配送すること、配送コストを削減すること、及び、一度に商品を受け取れること、という顧客利便性を提携倉庫の管理強化により実現させていく方針であります。

④ ECモールに偏った事業運営

ECモールに偏った運営は、独自のサービスや顧客リレーションを弱くし、継続的にモールなどの手数料が付加されるため価格競争力が弱くなるという課題があります。この課題を解決するためにはモールから独自サイトへの移行や自社で新たなECモールを構築していくことが必要になります。当社グループの商品群からみると、インテリア等においては既に十分にスタートを切れる商品数となっており、一部テスト店舗の運営を開始しております。また、当社グループが持続可能な成長を遂げるために、ECマーケティング事業、商品企画関連事業に並ぶ柱となる事業展開を推し進めていく方針であります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (平成25年12月期)	第13期 (平成26年12月期)	第14期 (平成27年10月期)	第15期 (平成28年10月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	-	4,413,430	4,338,728	6,501,931
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	-	57,977	40,133	45,970
1株当たり当期純利益(円)	-	9円66銭	5円44銭	5円58銭
総 資 産(千円)	-	1,139,213	2,017,852	2,182,640
純 資 産(千円)	-	601,373	1,499,356	1,548,620

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成26年6月2日付けで株式1株につき株式5株の割合で株式分割を、平成28年5月1日付けで株式1株につき株式4株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し各連結会計年度の1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は第13期より連結計算書類を作成しております。
4. 第14期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成27年1月1日から平成27年10月31日までの10ヵ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況(単体)

区 分	第12期 (平成25年12月期)	第13期 (平成26年12月期)	第14期 (平成27年10月期)	第15期 (平成28年10月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	3,592,995	4,374,715	4,327,015	6,459,981
当 期 純 利 益(千円)	48,361	59,400	42,478	35,524
1株当たり当期純利益(円)	8円72銭	9円90銭	5円75銭	4円31銭
総 資 産(千円)	759,684	1,130,640	2,017,212	2,169,150
純 資 産(千円)	233,975	599,072	1,499,401	1,538,219

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成25年3月31日付けで株式1株につき株式1,000株の割合で株式分割を、平成26年6月2日付けで株式1株につき株式5株の割合で株式分割を、平成28年5月1日付けで株式1株につき株式4株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し各事業年度の1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第14期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成27年1月1日から平成27年10月31日までの10ヵ月間となっております。

(10) 主要な事業内容（平成28年10月31日現在）

当社は、以下の内容を主な事業としています。

- ① ECマーケティング事業
国内外におけるインターネットショッピングサイト「リコメン堂」の運営
- ② 商品企画関連事業
取引先商品の企画サポート
- ③ その他事業
システム開発事業及びプライダル、七五三、卒業卒園、社史などの映像製作及び写真のデジタル化サービスの提供

(11) 主要な営業所の状況（平成28年10月31日現在）

- ① 当社
本社：東京都新宿区西新宿
- ② 子会社
株式会社トリプルダブル（本社：東京都新宿区西新宿）

(12) 従業員の状況（平成28年10月31日現在）

従業員数 （名）	前連結会計年度末 比増減（名）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）
64（4）	10増（3減）	32.0	2.14

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは（ ）内に年間平均人員数を内数で記載しております。
2. 従業員数には正規従業員以外の派遣社員及びアルバイト4名を含んでおりますが、平均勤続年数の計算には含めておりません。

(13) 重要な子会社の状況

社名	資本金 （千円）	当社の出資 比率（%）	事業内容
株式会社トリプルダブル	10,000	100.00	・システム開発の技術支援、システム、アプリケーションの受託開発

(14) 主要な借入先（平成28年10月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,246,040株
- (3) 株主数 2,249名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
岡本 洋明	2,139,200	25.94
CT Bright Holdings Limited	1,400,000	16.98
久野 貴嗣	713,600	8.65
Lucky Shore Investments Limited	340,000	4.12
岡本 薫	240,000	2.91
岡本 八洋	240,000	2.91
岡本 あかね	240,000	2.91
桐原 幸彦	233,600	2.83
鈴木 智也	233,600	2.83
岡本 由美子	204,000	2.47

(注) 持分比率は自己株式（400株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		事業年度末現在 (平成28年10月31日)	
新株予約権の数(個)		14(注1)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		-	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)		5,600(注1)	
新株予約権の行使時の払込金額(円)		175	
新株予約権の行使期間		平成27年11月30日～ 平成35年11月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 175	資本組入額 87.5
新株予約権の行使の条件		<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによるものとします。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項		<p>新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。</p>	
代用払込みに関する事項		-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		-	
役員	保有状況	監査役	<p>新株予約権の数 14個</p> <p>目的となる株式数 5,600株</p> <p>保有者数 1名</p>

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、400株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(旧商法に基づく転換社債の転換又は新株引受権証券に係る新株引受権もしくは旧商法に定める新株引受権の行使、又は新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\begin{aligned} \text{調整後} & \quad \text{調整前} \\ \text{払込金額} & = \text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行(処分)株式数}} \end{aligned}$$

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年10月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡本 洋明	代表取締役 経営全般	
久野 貴嗣	取締役	
桐原 幸彦	取締役 システムチームリーダー	株式会社トリプルダブル 代表取締役
鈴木 智也	取締役	
粕谷 達也	常勤監査役	
次廣 秀成	監査役	
内山 和久	監査役	

- (注) 1. 次廣秀成及び内山和久の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役内山和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。また、当社は、監査役内山和久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取 締 役	4	49,800
監 査 役	3	7,140
合 計	7	56,940

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年3月29日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年6月2日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度の末日における人員は、取締役4名、監査役3名（内社外監査役2名）であります。
5. 社外役員2名（社外監査役）の報酬総額は2,670千円であります。

5. 社外役員等に関する事項

- (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	次廣 秀成	当事業年度開催の取締役会には、100%出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、100%出席しており、主にコーポレート・ガバナンスに関する意見を述べております。
社外監査役	内山 和久	当事業年度開催の取締役会には、100%出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、100%出席しており、会計の専門家として会計処理の妥当性や開示書類の適正性に関する意見を述べております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、従前より社外取締役を選任すべく、当社に相応しい適任者の人選を慎重に検討してまいりました。当社は従来から、当社事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、迅速かつ当社事業の特性を活かした意思決定を取締役会で行うことを重視していたため、社外取締役の選任は行っておりませんでした。しかしながら、経営への監督を強化するための社外取締役の選任の有効性に関する議論を踏まえ、現在、社外取締役候補者の選定を継続して行っております。選定にあたっては、企業経営への理解に加えて、当社が属する小売業界に関する知見を有すること並びに経営への客観的な意見をいただくため、当社経営者からの独立性を有することを要件としております。現時点では、これらの要件を満たす適任者の選定には至っておりませんが、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて検討を行ってまいります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

14,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものとしております。また、その他独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定するものとしております。

取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出するものとしております。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要は以下のとおりであります。(決議日 平成27年11月13日)

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席し意見を述べることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文章管理規程に基づき適切に保存、管理されるよう徹底を図る。また、当該文書については、取締役・監査役が常時閲覧可能な状態で保存する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失に関するリスク・マネジメントの観点から、損失の危機の管理についてリスク管理規程にて定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備を行う。

当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回、取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、会議運営規程に基づき隔週で経営会議を開催するとともに、必要に応じて取締役及び指名された者により招集され、議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念に掲げる企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。

当社及び子会社の使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知った時は、代表取締役、上長、又は管理本部を事務局とする通報窓口へ速やかに通報しなければならない。

内部監査人は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社の業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続きと内容の妥当性について定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対しその結果を報告する。

⑥ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部長は、関係会社管理規程に従い当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

子会社の取締役は、関係会社管理規程に従い、当社の事前承認が必要な事項及び取締役の職務の執行に係る重要事項について当社への報告を要する。また、当社の子会社に対する経営管理及び経営指導が法令に違反し、又は社会通念上疑義があると認めた時には、監査役に報告する。

内部監査人は、当社グループ各社における内部統制監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また監査役の職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者から独立性及び実効性を確保する。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対して当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。

当社及び子会社は、当社の監査役に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として、人事上その他いかなる点においても、不利益な取り扱いを行わないものとする。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役職務の執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

監査役は、内部監査人、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、当社及び子会社に対する監査の実効性を確保する。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、代表取締役の責任の下、管理本部リーダーの指示に従い各部署の部門長で組織されたプロジェクトチームが、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の体制を構築・整備することを推進する。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

不当要求等への対応を所管する部署を管理本部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定又は改訂し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、定時取締役会を12回、経営会議を20回開催しております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めていません。

しかしながら、不適切な者からの支配に対する防衛策としては、企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきまして、該当事項はありませんが、買収行為を巡る法制度の整備や社会的動向を鑑みて、今後も継続的に検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点では実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	2,135,985	流動負債	621,949
現金及び預金	734,692	支払手形及び買掛金	368,092
売掛金	669,964	リース債務	2,540
商品	655,805	未払金	212,921
繰延税金資産	13,209	未払法人税等	17,661
その他	66,303	その他	20,734
貸倒引当金	△3,990	固定負債	12,069
		リース債務	7,920
		資産除去債務	4,149
固定資産	46,655	負債合計	634,019
有形固定資産	16,814	<純資産の部>	
建物	7,438	株主資本	1,549,707
減価償却累計額	△2,335	資本金	624,387
工具、器具及び備品	5,297	資本剰余金	613,387
減価償却累計額	△3,509	利益剰余金	312,103
リース資産	11,328	自己株式	△169
減価償却累計額	△1,405	その他の包括利益累計額	△1,086
無形固定資産	15,155	その他有価証券評価差額金	△1,086
ソフトウェア	15,131		
その他	23		
投資その他の資産	14,684	純資産合計	1,548,620
投資有価証券	10,486		
繰延税金資産	1,126		
その他	3,072	負債・純資産合計	2,182,640
資産合計	2,182,640		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 平成27年11月1日
至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,501,931
売 上 原 価		4,720,088
売 上 総 利 益		1,781,843
販売費及び一般管理費		1,698,300
営 業 利 益		83,542
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	1,598	
受 取 手 数 料	1,726	
受 取 保 険 金	1,909	
そ の 他	570	5,804
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	361	
為 替 差 損	21,899	
そ の 他	6	22,267
経 常 利 益		67,079
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	608	608
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		67,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	29,781	
法 人 税 等 調 整 額	△7,252	
法 人 税 等 還 付 額	△1,927	
法 人 税 等 追 徴 額	1,116	21,717
当 期 純 利 益		45,970
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		45,970

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年11月1日)
至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	622,112	611,112	266,132	-	1,499,356
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2,275	2,275			4,550
親会社株主に帰属する当期純利益			45,970		45,970
自 己 株 式 の 取 得				△169	△169
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	2,275	2,275	45,970	△169	50,350
当 期 末 残 高	624,387	613,387	312,103	△169	1,549,707

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	-	-	1,499,356
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）			4,550
親会社株主に帰属する当期純利益			45,970
自 己 株 式 の 取 得			△169
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,086	△1,086	△1,086
当 期 変 動 額 合 計	△1,086	△1,086	49,263
当 期 末 残 高	△1,086	△1,086	1,548,620

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
<資産の部>			<負債の部>		
流動資産		2,104,240	流動負債		618,861
現金及び預金		697,460	支払手形		46,793
売掛金		669,964	買掛金		323,311
商品		655,805	リース債務		2,540
繰延税金資産		13,209	未払金		212,794
その他		71,791	未払法人税等		14,316
貸倒引当金		△3,990	その他		19,105
固定資産		64,910	固定負債		12,069
有形固定資産		16,518	リース債務		7,920
建物	7,438		資産除去債務		4,149
減価償却累計額	△2,335	5,103	負債合計		630,931
工具、器具及び備品	4,821		<純資産の部>		
減価償却累計額	△3,330	1,491	株主資本		1,539,306
リース資産	11,328		資本金		624,387
減価償却累計額	△1,405	9,922	資本剰余金		613,387
無形固定資産		16,987	資本準備金		613,387
ソフトウェア		16,963	利益剰余金		301,701
その他		23	その他利益剰余金		301,701
投資その他の資産		31,404	繰越利益剰余金		301,701
投資有価証券		10,486	自己株式		△169
関係会社株式		16,720	評価・換算差額等		△1,086
繰延税金資産		1,126	その他有価証券評価差額金		△1,086
その他		3,072	純資産合計		1,538,219
資産合計		2,169,150	負債・純資産合計		2,169,150

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成27年11月 1日)
至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,459,981
売 上 原 価		4,702,084
売 上 総 利 益		1,757,897
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,694,923
営 業 利 益		62,973
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	1,598	
受 取 手 数 料	8,643	
受 取 保 険 金	1,909	
そ の 他	431	12,583
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	361	
為 替 差 損	21,899	
そ の 他	6	22,267
経 常 利 益		53,288
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	608	608
税 引 前 当 期 純 利 益		53,897
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,436	
法 人 税 等 調 整 額	△7,252	
法 人 税 等 還 付 額	△1,927	
法 人 税 等 追 徴 額	1,116	18,372
当 期 純 利 益		35,524

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成27年11月 1 日
至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	622,112	611,112	266,177	-	1,499,401
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2,275	2,275			4,550
当 期 純 利 益			35,524		35,524
自 己 株 式 の 取 得				△169	△169
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	2,275	2,275	35,524	△169	39,904
当 期 末 残 高	624,387	613,387	301,701	△169	1,539,306

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	-	-	1,499,401
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）			4,550
当 期 純 利 益			35,524
自 己 株 式 の 取 得			△169
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,086	△1,086	△1,086
当 期 変 動 額 合 計	△1,086	△1,086	38,817
当 期 末 残 高	△1,086	△1,086	1,538,219

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月22日

株式会社ジェネレーションパス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土 肥 真 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェネレーションパス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月22日

株式会社ジェネレーションパス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土 肥 真 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月22日

株式会社ジェネレーションパス 監査役会

常勤監査役 粕谷達也 ㊟

社外監査役 次廣秀成 ㊟

社外監査役 内山和久 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター



- 交通 「西新宿駅」1番出口より徒歩3分 (丸ノ内線)
 - 「都庁前駅」E4出口より徒歩7分 (大江戸線)
 - 「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分 (大江戸線)
 - 「新宿駅」西口より徒歩15分 (JR線・丸ノ内線・大江戸線等)
- (お車でのご来場はご遠慮ください)